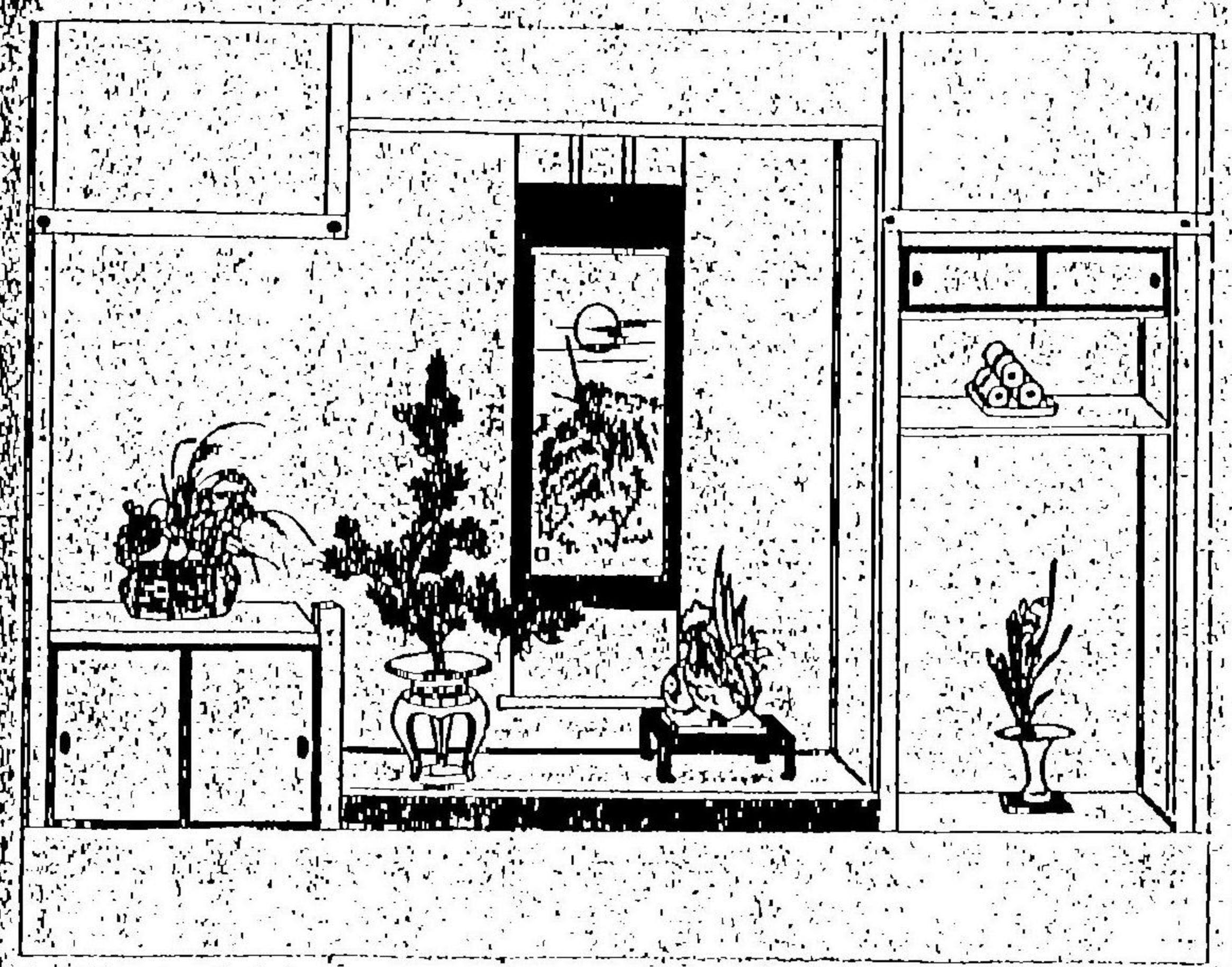


押板 水仙活花
 左地袋 大籠に新稻、生姜、蕪菁、栗、蜜柑を盛りて地袋棚の上に
 おく
 若し都合により餘興等を催すことある時は成るべく上品にして
 喧噪ならざるものを選ぶを可とす例へば琴、ピアノ、バイオリン、講
 談、能狂言等は適當のものなるべし

新嘗祭座敷飾の圖



正面床 床一間 床脇三尺
 床飾
 掛物 五穀豊穡の圖
 花 松
 置物 青銅製鶏雌雄
 棚飾
 右の棚 大嘗會繪卷物
 押板 水仙活花
 左地袋棚
 棚上に新稻、生姜、蕪菁、栗、蜜
 柑を大籠に盛りて据う

第十三章 靈祭

靈祭とは祖先の祭祀を行ひ父祖の法會を營む等をいふその方法には種々ありといへども皆是れごもに敬慎哀慕の心を表すべきものなり公に於て行はせ給ふ皇靈祭の如きは極めて重大なる御事にしてその儀式の如きも最も鄭重のものなる事は前章述ぶる處の如し一般國民に於ても一家の祭祀は決して輕視すべきものにあらず抑父母及び親戚師友の恩義に於て彼是輕重の差異あるべきは勿論なりと雖も總べて只其の死を喪し之を埋葬するのみにては未だ以て其の情を盡したるものといふべからず故に忌日年忌その他歳時に之を祭りて衷情を表すべきものなり今左に普通行はるゝ處の概略を叙ぶべし

第一 靈祭日

靈祭日は神祭に於ては初祭、五日祭、十日祭、二十日祭、三十日祭、四十日祭、五十日祭、百日祭、一周年祭とす其の後は五年祭、十年祭、二十年祭、三十年祭、四十年祭、五十年祭、百年祭とす斯く年期の祭を行ひし後には百年毎に靈祭を行ふべし佛祭は初七日、二七日、三七日、四七日、三十五日、六七日、四十九日、一周忌とす其の後は三年忌、七年忌、十年忌、十七年忌、二十三年忌、二十七年忌、三十三年忌、三十七年忌、五十年忌、百年忌にして其の以後は五十年毎に法要を營むべし但し神祭にては就中十日、二十日、五十日、百日、一周年其の他毎十年毎百年の靈祭を最も重しとし佛祭にては初七日、三七日、三十五日、四十九日、一周忌及び其の以後の法事を重しとするなり此の他佛祭に於ては孟蘭盆會と稱して七月十四五日の頃祖先の靈を祭る門火を燒きて亡靈を送迎し燈籠及び穀物、野菜等を供へ家族舉りて寺に詣づる等のことあり公事根源に曰はく内藏寮御

盆供をそなふ晝の御座の南の間に菅圓坐一枚を敷きて主上こゝにて御拜あり幼主の時はなし天平五年七月に始めて孟蘭盆を大膳職に備ふと見えたり孟蘭盆は梵語なり倒懸救器と翻譯す倒懸は倒にかくるといふ意なり餓鬼のくるしみを思ふに倒にかけたらんが如し救器はこの餓鬼の苦を救ふ器なり佛弟子目蓮始めて六通を得てその母の在所を見るに餓鬼の中にありしかばそれを悲しみて則ち釋尊にまうでこの苦を救はん事を求めしかば七月十五日に自恣の僧を供養せば解脱をえんと説き給ひしよし孟蘭盆經に見えたり又報恩經に亡靈來去の時日を述べて七月十四日卯の時來り十六日午時歸ると見えれば今世間に行はるゝ盆祭は右等の事より來れるものなるべしその法式の當否はともかく祖先を祭る情の厚きは實に稱すべきことなり神祭に於ても一年に一回或は三回其の祖先の靈を祭るは報恩の意を忘れざるも

のにして實に然るべきことなるべし既に帝室に於ても春秋二季に皇靈祭を行はせ給ふ祖先に對する情誼は庶人といへども替るべきにあらず故に帝室の御例に倣ひ春秋二分に於て各家歴代の靈を合祭して子孫たるもの誠を表すべきなり

第一 神祭

靈祭當日は朝先づ祭場を清潔に掃除すべし祭場は邸内に別に靈舎を設くるに如くことなしといへども其の家の都合によりて或は書院の奥に別に一室を設け神佛祭典の場所を定め平素より清潔になし置くもよろし若し是等の事をなし能はざる時は客室の床の間を以て祭場に當つるを可とすこと、に先づ注連繩を引き中央に牌案を据る靈牌を此の上に安置し木綿をかけたる櫛及び燈火を供へ前に入足の卓を置き此の上に水鹽洗米及び神酒其の他

河海山野に生ずる種々の品物を三方に据ゑて供し其の前に低く
小さき八足の卓を置きて參拜の時玉串を供ふる所とすべし
其の次第をいはんに當日祭場に列すべき人々は沐浴して禮服若
しくは之に準ずべき衣服を着し先づ手洗ひ口嗽ぎ適當なる位置
に着座す神官進んで拜禮を行ひ前に擧げたる諸種の品物を供し
祝詞を誦讀す次に主人以下玉串を捧げて拜禮を行ふ終て神官供
物を撤し祭式の終れるよしを告げて扉を閉づ此の時一同拜伏す
べし右了りて祭餘の物を一同に供し不足なる時は之を補ひてこ
もに死者の在世を追懷し以て其の靈を慰むべし

第三 佛祭

佛式に於ても別に佛間の設あらばこゝに於て法會を營むは最も
よしといへども若しこれらの備へなき時は神祭に於けるが如く

床の間等に假に佛壇をしつらふをよしとす即ち佛壇は三段若し
くは四段とし之に打敷(緞子若しくは相當なる地質に刺繡を施し
たるもの等)を施し上段に位牌を安置し燈火一對生花一對を供へ
次の段に膳部(當日賓客に饗する所の膳部と同じき物)及び菓子果
物等を供ふべし次の段に香爐香合及び鈴鈴木等を供へ置くべし
猶當日親戚知友等より捧物あらば是れ亦相當なる場所に供ふる
を可とす

さて定め時刻に至らば會衆一同次第によりて佛前に着座す此
の時當日招待したる所の僧進みて焼香讀經す次に主人を始め着
座の順に従て次第に焼香拜禮す右にて式を了へて供養の饌具を
會衆一同に進むるなり

第四 靈祭日室飾

忌中は總べて家内に於ける裝飾物は皆撤するを禮とす故に床飾等は無論廢すべしと雖も祭日等に於ては客室に相當の裝飾を爲すは客に對する禮なれば次に其の例を掲ぐべし
五十日祭室飾

其一 (季節 秋)

床飾

掛物 水上の月

花 枯黍に野菊 花器 薄端古銅
花臺 黒塗卷臺

置物 猿

棚飾 遠棚

上の棚 遺愛の書物

下の棚 香合を香盆に載せ香箸を添ふ

押板 文臺に短冊と硯箱とを置く

其二 (季節 冬)

床飾

掛物 雪中の山水

花 榊 花瓶白磁 花臺桐の白木

置物 遺愛の置物(香爐等)

棚飾

上の棚 卷物

下の棚 古鏡 曲玉等

押板 唐櫃 柳箱等

四十九日法會室飾

其一 (季節 夏)

床飾

掛物 水邊の柳

花 蓮 水盤銅製 花臺黒檀足低き物

置物 白鷺

棚飾 三重棚

上の棚 和歌帖(追悼の意をよめるもの)

右の棚 香具一式

左の棚 手箱

押板 観音の像

附書院飾

天井に呼鐘をかく上座の柱に拂子下座の柱に撞木をかく下に硯の具一切を飾る

其二 (季節 秋)

床飾

掛物 佛畫

花 菫萱女郎花 花瓶古銅筒形足付

置物 香爐及び鶴形燭臺

棚飾 三重棚

上の棚 手鑑

右の棚 食籠

左の棚 肩衝茶入盆に載せて置く

押板 寶石

先祖祭室飾

其一 (季節 春)

床飾 正面床一間半

掛物 書 有名なる古今の人

花 霞かくれの櫻 鹿兒島竹二重切

置物 牧童

棚飾 棚左右一間づゝ

右袋戸 三重棚

上の棚 祖先自筆の書物

右の棚 香爐

左の棚 色紙箱

押板 祖先傳來の刀 刀掛にかく

左違棚地袋付

上の棚 卷物

下の棚 蒔繪手箱

通棚 盆景

其二 (季節 秋)

床飾 床作前に同じ

掛物 海邊の松

花 白菊 青竹寸度 花臺白木檜足付

置物 神仙の像

棚飾 棚の作り方前に同じ

右の方

上の棚 卷物 軸盆に載す

右の棚 富士形茶入

左の棚 茶碗 天目臺にする飾る

押板 葉茶壺

左の方

上の棚 書物

下の棚 硯箱 先祖の遺品

通棚 寶石類

第十四章 葬儀

葬儀は其の人の一生涯を送る大禮なれば最も慎みて取行ひ諸事後悔遺憾の事なきやう最も鄭重に最も手厚く取行はざるべからず然るを豫め其の心懸なく其の時に臨みて内外の事總べて差支を生じ狼狽するは甚だ然るべきここにあらず故に平常其の大要を心懸けあらん事肝要なりさて又凶事に逢ひたる時は親疎輕重に従ひて其の哀を盡し又其の家相應の葬具を調へて醜からぬやう成るべく厚く葬祭の禮を行ふべし凡そ新喪の時より華美の服を去りて粗末なる物に更へ甘美の食を絶ちて粗末なる食を用ゐ齋戒して葬儀の時限を定め心を盡して諸事を行ふべし且つ其の埋葬地も先祖よりの墓所ならば格別若し新規の場所ならば其の位置を卜し他日田畑或は道路となり若しくは水害の患ある所を

避けて定むべし

喪主は嗣子之を務むべし嗣子なければ近き親戚喪主となるべし新喪の時は喪主及び一家の人々は悲哀に堪へずして諸事行届かざる事多ければ葬儀の事は總べて然るべき親族又は其の家に最も親しき關係を有する人々に托して之を司らしむべきなりさて此の托せられたる人々は葬儀の大小輕重に従ひて各々分擔を定め諸事不都合の事なきやうに取計らふべし即ち弔客の姓名を記し置く事客の接待をすること金錢の出入を司ること葬具のこと司る事勝手賄の事を司る事埋棺の事を司る事等皆此の托せられたる人々のすべき事ごもなり凡そ葬儀には神葬あり佛葬あり儒葬あり又近來耶蘇教の葬儀等ありて世に行はるごいへごもごには今普通に行はるご神葬及び佛葬の式に就て述ぶる所あるべし

第一 神葬

神葬は我國に於て古來より行はれたる葬儀の法にして中古に至り佛法の盛んなりし時といへども神官其の他特別の向に於ては神式を以て葬儀を營みしものありき今の御代に至りて此の式に由るもの多きを加へたるは一般に知る所なりさて此の式を行ふにつきて心得べき事左の如し

一 死者の扱ひ方

病者の氣息已に絶えたる時は至極近親の者冷水を以て其の死屍を拭ひて清潔にし若し女子ならば髪を結ひて亂れざるやうにし分限に應じて白或は其の他何にても清潔なる衣服を着せしめ靜に安臥せしめ白布を以て其の顔を覆ひ周圍に屏風を立て廻はし其の外なる枕元に卓を置き茶菓子飯燈火神の枝香爐香合等を供

へ近親の者一人必ず付き添ひ居るべし

二 葬具の調達

死者の扱ひ終りたらば先づ祭主を依頼し葬具の調達を命ずべし其の品目の大様左の如し

靈牌及び覆

靈牌は白木造にして高さ凡そ七八寸幅二三寸を適度ごす覆は白布白紙又は木にて作るべし

牌案及び卓

案及び卓は何れも白木にて八足たるべし其の高さ大さ及び其の數は葬儀の大小輕重によりて定む

べし

棺及び棺覆

棺には臥棺座棺あり其の材質並に棺の大小板の厚薄等は各其の身分に應じて作るべし鄭重にするときは槨をも造るべし棺覆は白麻又は木綿にて製すべし

輿

棺を載する輿なり周圍に簾を垂れ金具に定紋を附け四方に總をさぐる等の裝飾を施す

銘旗

生絹、寒冷紗、紗、木綿等を以て作る其の丈は適宜たるべし官位姓名の柁に書す

紅白旗

四旒或は六旒を普通とす

衾褥

何れも白布にて作るものとす

墓標

墓標は檜杉等の方柱なり其の大小は身分によりて定むべし官位姓名及び死去せし年月日等詳細に記すべし

唐櫃

神饌供物を入れる櫃なり

吳床

輿を据うる臺なり

三 入棺次第

絶息後二十四時間を経過したる時は先づ白き衾褥に死屍を移し

近親の者其の四隅を持ちて靜に棺中に納むべしさて衾を以て其の上を覆ひ乾燥したる茶又は柁の葉を白布の袋に入れ屍體の動かざるやう詰め合はすべし然るのち相當なる位置を定めて吳床に据る前に八足机三脚を置き第一に靈牌を置き鹽、洗米、水、神酒、燈火等を供ふべし次の卓に鮮魚、野菜、果物、菓子、乾物を供ふ何れも三方に載するを可とす次の卓は參拜者の玉串を供ふる所とす

四 送葬

送葬の時は棺を出さんとする前祭主棺前に進み一拜して供物を奉り祭文を朗讀し玉串を捧げて禮拜す次に喪主親戚及び會葬者順次棺前に拜禮して後に棺を出すべし送葬の次第は儀式の大小輕重によりて一樣ならざれども眞榊、紅白旗、齋主、銘旗、根越榊、花、柁、喪主、近親、會葬者等の順序を普通とす此の時喪主及び近親の者徒歩して従ふこと勿論なりと雖も老者、婦人及び小兒は乗物を用る

るも苦しからず服装は喪主は勿論近親にして忌服を受くべき程の者は相當の喪服を着用するを禮とす然れども至極の近親にあらざる者は普通の禮服を用ゐるも妨なし墓所に至らば先づ柩を祭場に安置し親戚及び會葬者一同列席の後齋主供物を奉り祭文を讀み拜禮を行ふ次に喪主親戚及會葬者順次玉串を捧げて拜禮す式終りて後吳床神饌唐櫃墓標柩を埋葬所に移すべし此所にて再び祭文朗讀禮拜等の式を行ひ墓標を建つ右にて葬儀全く終るなり

第一 佛葬

古事類苑に曰く佛葬は佛教傳來以來漸くに行はれしものにて持統天皇の登遐の時に之を荼毗し奉り中陰の法事を行ひしに至りては已に大に行はれしなるべし終には天皇を始め奉り皇族縉紳

より武家平人に至るまで悉く此の式に由らざるはなく特に徳川氏の時は耶蘇教防遏のために僧侶をして衆庶の葬儀を監督せしめ何人も宗門に由らざれば葬儀を行ふ事を得ざらしめたり云々今この御代に至り宗教の自由を布告せられたりといへども全國を通じて葬儀の多數は猶佛式を用ゐること疑を入れざる所なりさて死者の扱ひ方は大様神葬と異なることなければこゝには言はず只葬具は聊か異なるが故に次にこれを述べし

一 葬具

位牌 白木にてこれを作る其の大きさは儀式の大小輕重に應じて一様ならざるものごす白布を用ゐて覆を作るべし

香爐 陶器を以て之を作り白木の臺に載せ羅の覆をかき
位牌壇及び盛物机 白木又は黒塗を以て之を造る其の大小

打敷

は葬儀の輕重に由る織物を以て之を作る

棺

臥棺及び座棺あり其の材質及び棺覆等は神葬と異なることなし但し座棺には淺黄、白等の無垢を掛くることあり

輿

臥棺に於ては神式と異なることなし座棺には龕を用ゐる何れも其の四隅に蓮花を飾ることあり

提灯

一對高張にして無紋のものとする

花

金銀にて造れる蓮花及び其の他の生花とす

此の他宗旨により葬儀の大小に由りて幡、天蓋、燈籠等を用ゐることあり又墓標、衾褥、吳床等は神式に異なることなし入棺の式も大體に於ては神祭に異なることなしといへども供物に魚類を用ゐず拜禮に玉串を用ゐずして香を供ふるを異とす

二 送葬

出棺の時の順序は大體に於て神式と異なることなしたゞ祝詞に代ふるに讀經を以てする差あるのみ送葬の次第は宗旨によりて一様ならずといへども普通に於ては先づ白張提灯次に花香爐、幡、天蓋、位牌、棺、喪主、近親、贈花、白張提灯、會葬者等の順序に由るものとす

第三 會葬 附答禮

會葬者は假令親戚にあらざるも宜しく愁傷の容態を表すべし服装は成るべく禮服を可とすれども華美なる裝飾は之を施すべからず送葬の爲に棺に隨行する時其の同行の人と高聲に談話すべからず已に祭場に至らば葬儀係の指圖に従ひ各々席に着き親戚一同の拜禮終りたる後順次に參拜焼香すべし焼香終りたらば特別の關係ある人の外は直に辭し去るを常とす

葬儀は親戚知友に對する最終の禮なるが故に式中は謹慎嚴肅を旨として苟且にも騷擾不敬等の行爲あるべからず
假令送葬の式濟みたりとも其の歸路酒肆茶店等に立ち寄るはよろしからず是れ死者を傷む情に於て忍び難きものなればなり然るに他人の事なりとて毫も哀悼の體なく是等の行爲を敢てするは人道に於て殊に惡むべきものとす宜しく慎みて其の情を表し其の禮を全うすべし
送葬に會せられたる人の姓名は漏なく之を記るし置き忌明に至らば喪主自ら其の家に至りて答禮すべし會葬者多數にして一々廻禮する事能はざる時は手紙を以て答禮するも妨なし

第十五章 喪制

父母其他近親の者死する時は之を哀慕し萬事を捨て、憂に宅る之を喪に服すといふ是れ自然の情にして神代より已に此の事ありといへども未だ別に定りたる制はなかりき大寶の令を定めらるゝに及びて始めて喪の制あり即ち一年を以て父母のため居喪の期とし之を重服といふ以下其の親疎に従ひて其の期を減縮することとせり徳川幕府の時に至り服忌令の發布あり以て今に及べり

第一 忌服

忌服は人の親疎に従ひて種々の區別あり父母の喪は五十日夫の喪は三十日を以て忌中とす忌中は公務の外は成るべく外出を慎

み宴會娛樂等の場所に臨むべからず但し墓參は時々怠るべからず又服は共に十三箇月なり此の間は喪服を着して哀悼の情を表し謹慎の行を缺くべからず即ち服忌令に定むる所左の如し

忌 十日 高祖父母 服 三十日	忌 二十日 曾祖父母 服 九十日	忌 五十日 祖父母 服 百五十日	忌 五十日 父 母 服 十三月	父方 二十日 叔父母 九十日	同胞 九十日 兄弟 異腹 三十日	同胞 七三日 甥 異腹 半減	男 二十日 女 三十日	男 二十日 女 七三日	忌 三日 會孫 服 七日	忌 三日 玄孫 服 七日	
己				母方 十日 伯父母 三十日	同胞 九十日 姉 妹 異腹 三十日	同胞 七三日 姪 異腹 半減	男 二十日 女 三十日	男 二十日 女 七三日	忌 三日 會孫 服 七日	忌 三日 玄孫 服 七日	
忌 ナシ 從 弟 服 ナシ			忌 ナシ 從 弟 服 ナシ								

第二 喪服

喪服は父母妻子其他上圖に掲げたる忌服を受くる場合に於て必ず着すべき裝束なり薄墨色にて薄黒く染めたる布の衣服なり悲哀の時なる故一切の形容を省きて荒々しき質の衣服を着するなり服忌令に服とあるは即ち喪服を着すべき時期をいふなり此の期を過ぐれば喪服を除きて常衣に復す之を除服といふ職務ある者は忌明の後は喪服を除きて其の職に就くべしと雖も心中には猶深く慎み憂ふる情を存せざるべからず之を心喪といふ但し特別に公より執務を命ぜらるゝことある時は忌明前と雖も其の職を奉じて妨なし

當時は喪服の制大に亂れて實際之を用ゐるもの殆どなきが如し然れども喪は是れ人の大禮なれば嚴格に其の禮を守るは至當の

こごいふべし且つ何れの邦國に於ても皆喪服の制備はりて之を實行せざるはなし如何ぞ獨り我が國のみ等閑にして可ならんや況んや其の費用の僅少にして貴賤貧富を通じて實行し易きことなるをや今古書を参考して試に其の服裝の概略を掲げ人々の参考に供すべし

一 衣服

表着 地質木綿或は紬類色濃き鼠(鈍色)或は黒無紋裏花色

或は白

下襲 鼠或は白裏表着に同じ

右何れも引返し

襦袢 白木綿又は白麻袖白地質適宜襟白或は鼠無地

一帯 黒或は鼠地質は何にてもよし但し無地

一帯 上 白或は鼠無地地質何にても

一帯 留 白或は鼠或は黒の紵け紐地質何にても

一髪容 束髪或は毛卷島田等但し飾は一切用ゐず

女子作法書儀式の部終

明治三十九年七月十一日印刷
明治三十九年七月十六日發行

(作法書機式之部)
定價金五拾錢

著作
所有

販賣所

東京市神田區
南乘物町十番地

明治圖書株式會社

電話本局八九二番
電話本局一六四番

著者 東京市本郷區森川町一番地 佐方 鎮

著作 同 神田區駿河臺南甲賀町八番地 後閑 菊野

發行 同 京橋區南傳馬町二丁目五番地 目黑 甚七

發行 同 日本橋區通三丁目十番地 河出 靜一郎

印刷 同 日本橋區兜町二番地 金澤 求也

印刷 同 日本橋區兜町二番地 東京印刷株式會社

佐方鎮子先生
後閑菊野先生
合著書目

●家事提要 全一册 定價金八拾五錢

●訂增家事教科書 全二册 定價各金六拾五錢

●家事教科書續編 家計簿記法 全一册 定價金四拾五錢

●女子作法書 全三册 定價各金參拾五錢

後閑菊野先生
大山斐瑗先生
共著

●家事經濟學 全一册 定價金六拾錢

